

第4回 部活動地域移行及び 地域スポーツ・文化芸術活動の 機会確保に向けた検討委員会 会議資料

令和8年1月28日
札幌市教育委員会

- 1 国の動向等について
- 2 過去3回の検討委員会の振り返り
- 3 他政令市の地域展開の方向性
- 4 札幌市における地域展開の手法の評価・課題
- 5 今年度の札幌市の取組状況
- 6 札幌市における今後の地域展開に向けた考え方
- 7 令和8年度 of 取組予定

1 国の動向等について

令和7年9月スポーツ基本法改正

中学校等の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保に係る規定の新設(法新第17条の2関係)

- ① 地方公共団体は、中学校等の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校等の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校等の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、地域スポーツクラブその他の団体との緊密な連携の下に、中学校等の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないこと。
- ② 国は、地方公共団体に対し、①の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

令和7年12月 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン策定

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの

1 国の動向等について

新しいガイドラインの概要

改革の理念等

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**
- 障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、**全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備**
- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展**させつつ、地域全体で支えることによる**新たな価値を創出**

【中間評価】

改革期間

令和5年度～7年度

「改革推進期間」



令和8年度～10年度

「改革実行期間」 (前期)

令和11年度～13年度

「改革実行期間」 (後期)

取組方針

休日

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す
※現時点で着手していない地方公共団体においても、**前期の間に確実に休日の地域展開等に着手**
(中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進)

平日

各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進 (まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証)

※学校部活動をベースとした地域との連携など、**地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要**

認定制度

競技力向上を主目的としたチームやスクール等との区別や質の担保等のため、**国が定めた要件等に基づき、市町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組み**を構築

【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援 (財政支援、学校施設の優先利用等)、大会・コンクールへの円滑な参加等

【主な要件】 活動時間 (平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内) / 休養日 (週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか) / 低廉な参加費 / 指導体制 (日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等) / 安全確保 / 学校等との連携

部活動の在り方

- 適切な運営のための体制整備 (部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等)
- 適切な指導・安全安心の確保 (暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等)
- 適切な活動時間・休養日の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

大会等の在り方

- 生徒の参加機会確保 (地域クラブ活動等の参加促進等) ● 大会への引率や運営に係る体制整備 (教師以外の関係者の参画促進等)
- 生徒の安全確保 (熱中症対策等) ● 大会等の在り方の見直し (多様なニーズを踏まえた大会の開催等)

※新しいガイドラインの詳細については参考資料を参照

2 過去3回の検討委員会の振り返り①(地域クラブの在り方)

国ガイドライン	会議での主な意見	今後の主な検討課題
<p>1 地域クラブ活動の在り方</p> <p>教育的意義の継承・発展と新たな価値の創出 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要である。</p> <p>新たな価値の例①:多様な体験機会 生徒のニーズに応じた多種多様な体験(マルチスポーツ、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む)を可能とすること。</p> <p>新たな価値の例②:多様なニーズへの対応 競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを目指す。</p> <p>新たな価値の例③:継続的な活動・指導 学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出や、学校段階にとらわれない継続的な活動(引退のない継続的な活動)及び指導者による一貫的な指導</p>	<p>「学校部活動の地域移行をどのように捉えるべきか」が重要。単に部活動の地域移行ではなくて、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動を地域で支えて行くのだというところが最終的なゴールだと思う。[和泉委員/第1回]</p> <p>勝利至上主義ではなく、人として成長する部分というのが、部活動にはあると自分自身で感じている。[尾崎委員/第3回]</p> <p>部活動は、上級生が下級生を教えるということが非常に大きなことで、指導を伝統化していくというのが最大の魅力。[大内委員/第3回]</p> <p>「競技性の向上」を目的とする活動は地域へ、「人間形成や学校生活における居場所」という側面を重視する活動は学校に残す、というように、生徒の志向に応じた切り分けも必要ではないか。[平本委員長/第3回]</p> <p>大会に出て自分のスキルを上げたいという子ども達と、人生を歩んでいく上で豊かなスポーツライフのために、毎日のスポーツを楽しみたいという二極の受け皿を作っていくことが我々の仕事。[佐賀委員/第3回]</p> <p>子ども達にとって部活動に参加するということは、みんながアスリートを目指すとか、高い技術を目指すということではなくて、大事な教室以外の居場所という要素もすごくあるので、学校という場所を大いに活用できるような体制をとっていただきたい。[宮路委員/第3回]</p>	<p>部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展</p> <p>多様なニーズに対応した受け皿の整備</p>

2 過去3回の検討委員会の振り返り②(運営体制・指導者)

国ガイドライン	会議での意見	今後の検討課題
<p>I 運営団体・実施主体の整備等</p> <p>運営サポート体制の整備、マネジメント人材の確保・育成、組織体制・財政基盤の整備、ICT活用による運営業務の効率化等が必要</p>	<p>(これまでのモデル事業は)補助金がなくなると終わってしまう、自走ができる事業スキームになっていない。[平本委員長／第2回]</p> <p>道内各都市では、部活動の地域移行と競技人口確保をセットでより具体的に取組を進めている。札幌においても、より具体的に部活動の地域移行に繋がるような取組が必要。[佐賀委員／第2回]</p> <p>道内各都市の取組は、「部活動地域展開」と「部活動拠点校化」の2パターンに分けられる。[佐賀委員／第2回]</p> <p>区などのブロックに区切って、その中で民間の力も借りながら、部活動の形は残しながら指導體制を確保するシステムが良いのではないか。[矢田委員／第2回]</p> <p>子どもの数に応じて統合しながら活動場所を設置していくことには非常に賛成。[宮路委員／第3回]</p>	<p>持続可能なスキーム検証</p> <p>地域移行に繋がる具体的な取組</p> <p>活動場所の統合の必要性についての検討</p>
<p>II 指導者の確保・育成</p> <p>多様な人材の発掘・マッチング・配置(人材バンク、希望する教職員の兼職兼業等)を行う。また、適切な資質・能力の保障、人材育成(研修会、公認指導者資格の取得促進)を進める</p>	<p>今後、取組を全市的に広めるとなると、指導者の確保がやはり大きな課題。一定の資格を有する指導者を競技団体が養成していかなければならない。[井上委員／第3回]</p> <p>サッカーの場合、各競技の大会に出るにはライセンスが必要であり、指導者の質の確保という点では誰でも指導者になれるというのは難しい。[佐賀委員／第2回]</p> <p>中学校の部活動の代わりに活動となるためには、人間教育を理解したしっかりとした教育者が指導者になってほしいと強く思う。[尾崎委員／第3回]</p> <p>指導者の資格要件を緩和しすぎると、質の面で難しい問題が生じる懸念があるので、研修やマニュアルなどが必要。[清水委員／第2回]</p> <p>教員の兼職兼業をこれからどのように整理していくかが、指導者を増やしていくという課題に向けては大きい。現在は教員以外の人材を発掘しようとしているが、現職教員をもっと活用するという視点も必要。[和田委員／第2回]</p>	<p>指導員の量・質の確保</p> <p>教職員の兼職・兼業制度の整備</p>

2 過去3回の検討委員会の振り返り③(活動場所・生徒の安全安心確保)

国ガイドライン	会議での意見	今後の検討課題
<p>Ⅲ 活動場所の確保 学校施設等の有効活用、認定地域クラブ活動の優先利用・使用料減免等を進める。また、活動場所の管理運営の効率化(ICT活用、鍵の受渡しの負担軽減等)を図る。</p>	<p>必ず学校一校ごとに部活動を残す必要があるということではないが、従来の学校で放課後に活動するというパッケージは残した方がよいのではないかと。[宮路委員/第1回]</p> <p>活動場所の調整が学校なり教員の仕事となってしまうと、地域移行しても、働き方改革の観点からは違う意味で新たに負担が生じてしまうのではないかと懸念がある。[井上委員/第3回]</p> <p>学校施設活用に向けて、誰かいかに調整するかという課題はあるが、デジタル技術が進んでいるなか、テクノロジーを取り入れれば解決できるのではないかと。[平本委員長/第3回]</p> <p>学校の管理をする立場として、学校の施設は誰が管理するのか、場所の確保と管理の問題についてはこれから考えていかなければならない。[佐賀委員/第1回]</p>	<p>学校施設の有効活用</p> <p>学校負担にならない貸出・管理体制の検討</p>
<p>Ⅳ 活動場所への移動手段の確保 既存車両の有効活用(スクールバス等)や地域公共交通との連携(運行ダイヤの見直し検討、利用料への補助、AIオンデマンド交通等の活用)を行う。</p>	<p>道内の事例では、生徒が拠点校移動する際に、市が巡回バスを用意していたり、タクシー代を支給している事例がある。[佐賀委員/第2回]</p> <p>中学生だと市内であれば交通機関を使用して自分で行けると思うが、全道、全国など大きな大会に出場する際の引率をどうするか、安全面、経済面について考えていく必要がある。[佐賀委員/第1回]</p>	<p>移動に伴うコストに対する補助必要性の検討</p> <p>大会引率時の引率・監督責任と安全管理</p>
<p>Ⅴ 生徒の安全安心確保 事故、暴力・暴言等の不適切行為やいじめの防止を徹底する。また、事故や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化、生徒及び指導者の保険への加入を促進する。</p>	<p>スポーツ団体は怪我・事故の問題が非常に大きいと思いますし、保険にも加入するとしても、怪我・事故の責任の所在はどこにあるのか、きちんと整理が必要。[宮路委員/第3回]</p> <p>(部活動で)他の業務で多忙な顧問教員が不在時に事故があった場合、すべて先生の責任、学校の責任となってしまうのは厳しい。[尾崎委員/第3回]</p>	<p>保険加入の必須化</p> <p>責任の所在の明確化</p>

2 過去3回の検討委員会の振り返り④(費用負担・財源)

国ガイドライン	会議での意見	今後の検討課題
<p>VI 費用負担・財源の確保 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること(認定要件)。また、受益者負担と公的負担のバランスを検討し、財政支援や企業版ふるさと納税、寄附等の新たな財源の確保も検討する。</p>	<p>これまで教員のシャドーワークで成り立っていた部活動を地域に移行するのであれば、当然行政が費用のすべてとは言わないまでも、一部を負担するという方向性を示さないと、絵に描いた餅に終わってしまう[和泉委員/第1回]</p> <p>それぞれの種目によって個別の事情はあると思うが、大枠として中学生が比較的安いコストで運動・文化活動に参加できる枠組みを崩さず、一方で、少し受益者負担も取り入れながら、外部資金も集めるというように、多面的に進めるのが良いのではないか。[平本委員長/第2回]</p> <p>小学校では触れる機会がなかったスポーツを、中学校では、学校の中で、しかも低価格でやることができたということ、子どもたちがその競技を始めたという面があると思う。[佐賀委員/第2回]</p> <p>今後受益者負担が増えると、やりたい子どもが活動できなくなる恐れがある。制度が変わったからといって「もうあなたはできない」というのは子どもにとってかわいそうなので、ぜひその点も合わせて検討いただきたい。[杉本副委員長/第3回]</p> <p>これまでは学校部活動が文化活動、スポーツ活動のすそ野を作ってきた。このすそ野を何とか守りたいと思うが、裾野を守るには、高い費用では無理だと思う。市教委が旗を振って地域移行に持って行くのであれば、施設使用に関して費用負担がかからないようにご配慮いただきたい。[宮路委員/第3回]</p> <p>地域の企業などに協賛を呼びかけて資金を集めるとか、クラウドファンディングなど、何らかの形でお金を集めるという動きも同時に考えていくべき。[高橋委員/第2回]</p>	<p>受益者負担と公費負担の適正なバランス検討</p> <p>学校施設使用に係る費用負担の在り方</p> <p>企業協賛・クラウドファンディングの活用検討</p>

2 過去3回の検討委員会の振り返り⑤(教師の負担軽減・生徒のニーズの反映等)

国ガイドライン	会議での意見	今後の検討課題
<p>Ⅶ 教師の負担軽減 学校部活動の運営に関する方針を策定し、教師の勤務時間管理・業務改善等を適切に実施する。大会引率や運営への従事についても、教師以外の関係者が担うことを原則とする。</p>	<p>部活動はすごく曖昧な位置づけ。教員の本来業務ではないし、そのほとんどが勤務時間外に行われている。学習指導要領における位置づけも非常に曖昧。[和泉委員／第3回]</p> <p>教員が半ば手弁当で部活動の指導や引率を担うという、これまでの慣例自体が、少なくとも令和の時代の一般的な働き方とそれに対する報酬という水準にはまるで合っていない。[平本委員長／第2回]</p> <p>部活動を維持するなら学校の先生の力だけではもう限界なので地域の力を借りなければならない。[和泉委員／第3回]</p>	<p>外部指導者の更なる活用</p> <p>部活動支援の充実</p>
<p>Ⅷ 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等 生徒等のニーズの把握・反映、体験会の開催、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供、多様な活動環境の整備(マルチスポーツ、レクリエーション活動等を含む)</p>	<p>始めたときは競技を楽しくやりたかったが、やるうちにもっといい環境で競技性を高めていきたいというようなニーズの変化に今後どう対応していくか。[和田委員／第1回]</p> <p>地域クラブごとにカラーが明確になっていって、それに応じてかかる費用も変わってくるということがわかりやすくなっていけば、生徒達が選択しやすくなると思う。[平本委員長／第3回]</p> <p>これまでの少年団活動や部活動は、その学校の児童・生徒のための活動であり、学校のまとまりや士気を高める活動でもあったと思うが、時代とともに個々のニーズに応える事業へと変わっていく必要があるのではないか。[高橋委員／第3回]</p>	<p>多種目体験型の推進</p> <p>生徒の多様な選択の保障</p>

3 他政令市の地域展開の方向性

移行方式	地域クラブ主体(民間主体)	部活動ベース(行政主導)
休日のみの移行	北九州市(R7.9～段階的縮小。R9.9移行) 名古屋市(R7.10移行) 浜松市(R8.9移行)	千葉市(R9移行)
休日・平日一体の移行	新潟市(R8移行) 神戸市(R8.9移行) 京都市(R10移行)	静岡市(R9.9移行)

地域クラブ主体(民間主体)

神戸市:KOBE◆KATSU(コベカツ)

～民間の地域クラブへの全面移行～

令和8年9月以降、平日・休日ともに部活動は廃止し、神戸市が認定する地域クラブ「コベカツ」へ移行。

民間団体が「コベカツ」へ申請し、登録されると、リストへの掲載、学校施設の無償利用等が可能となる。現在第2次募集を終えて、約1000クラブを登録。一部の種目や地域では、不足している活動があることから、不足している種目(ソフトテニス、卓球、吹奏楽、美術等)・地域を指定して3次募集を実施中。

部活動ベース(行政主導)

静岡市:(仮称)しずおか地域クラブ活動

～「指定種目クラブ」と「個別認定クラブ」の2種類を設置～

「指定種目クラブ」

- ・市が部活動にある種目から指定する特定の種目のクラブを「指定種目クラブ」とする。
- ・指定種目クラブを統括して運営できる団体(統括団体)と市が協定を締結し設置。
- ・近隣の2、3中学校区で構成する「エリア」を基礎単位として設置。

「個別認定クラブ」

- ・市民や民間企業・団体等が任意で設置したクラブで、一定の基準に基づき市から認定を受けたものを「個別認定クラブ」とする。
- ・指定種目以外の種目や、部活動よりももっと気軽にその種目を楽しむ活動など、これまでの部活動にはなかった新たな選択肢。

4 札幌市における地域展開の手法の評価・課題

課題	民間主体の地域クラブ	部活動ベース(行政主導)
1. 教育的意義の継承	 <p>【課題】学校部活動特有の教育的意義が、リセットされる(移行できない)可能性がある。営利団体の場合、競技性や成果のみに偏重するリスクがある。</p>	 <p>【メリット】先輩後輩の関係や人間教育、連帯感や達成感を育む教育的意義の継承が可能。また、居場所としての役割を維持しやすい。</p>
2. 多様なニーズへの対応	 <p>【メリット】生徒のニーズに応じた多種多様な体験(マルチスポーツ、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション)を提供可能。クラブごとに色や特徴を明確化し、生徒が自分の意思で選べる。</p>	 <p>【課題】学校単位での活動の制約や、教員の専門性により、提供できる種目や活動内容が限定されやすい。競技性向上を目指す層と生涯スポーツを楽しみたい層の二極の受け皿整備が難しい。</p>
3. 安定的な運営	 <p>【課題】運営団体には組織体制・財政基盤の整備が求められる。低廉な参加費で自走可能な事業スキームになるためには自治体からの補助が必要。採算が合わず途中で頓挫するリスクがある。</p>	 <p>【メリット】自治体が改革の責任主体となり、丁寧に地域展開を進めるため、安定的な運営が期待できる。 【課題】国の財源措置の状況等が不明な中、自治体の負担割合が不透明であり、安定的な財源確保が必要。</p>
4. 指導者の確保	 <p>【課題】適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導や、専門性の高い指導者の確保が必要。</p>	 <p>【課題】教員に代わる指導者の確保が困難(札幌市の場合、現在顧問従事教員の7割が地域クラブでの指導を望んでいないことから、800人程度の代替指導者の確保が必要な見込み)</p>
5. 活動場所の確保	 <p>【課題】安定的な活動場所の確保には、学校施設等の優先利用・使用料減免等の公的支援が必要。</p>	 <p>【メリット】学校施設を継続して利用可能。 【課題】活動場所の調整が学校や教員の新たな負担とならないよう、ICT活用による管理運営の効率化等、管理・調整の手法について検討が必要。</p>
6. 生徒の安心安全	 <p>【課題】基本的には団体が責任を持つことになることから、事故や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化がガイドラインで求められる。</p>	 <p>【メリット】部活動をベースとした行政主体による地域展開により、部活動と同等の安心安全な活動環境の整備が可能。 【課題】安心安全な活動環境の整備には一定の費用が必要。</p>
7. 費用・財源	 <p>【課題】高額な参加費の設定となると、費用を払える家庭の子どもだけが活動に参加できるという機会格差が生じるリスクが高い。一方で、低廉な参加費で自走可能な事業スキームになるためには国や自治体からの支援も重要。</p>	 <p>【課題】公費負担と受益者負担のバランス検討が必要。企業協賛、クラウドファンディングなど、公的負担以外の新たな財源確保に向けた検討が必要。</p>
8. 教師の負担軽減	 <p>【メリット】教師の負担軽減には大幅に寄与可能。</p>	 <p>【課題】行政主体で地域展開を進めるためには、財源や指導者の安定的な確保が必要であり、地域展開の完了までに時間を要することから、当面の間学校部活動が継続する。</p>

5 今年度の札幌市の取組状況(モデル事業)

1 部活動ベースの地域クラブ活動

部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展

地域移行に繋がる具体的な取組

持続可能なスキーム検証

教職員の兼職・兼業制度の整備

① 休日・平日一体のモデル事業

- 目的**
- 部活動をベースとした地域クラブ活動への展開のモデル事業
 - 既存の部活動(野球部と吹奏楽を対象)の管理運営を外部に委託(外部の団体が運営した場合の費用感や課題を確認)
 - 休日・平日一体での実施により、休日・平日それぞれについて、地域展開に関する課題を確認

概要

モデル校	札幌市立稲積中学校
実施期間	令和7年12月～令和8年1月の2か月
管理・運営	一般財団法人札幌市スポーツ協会(市教委の業務委託)
活動場所	稲積中学校の体育館、音楽室等
活動時間	部活動と同等の時間(休日・平日)
指導者等	○部活動の顧問を、兼職兼業により札幌市スポーツ協会所属の指導者として配置。報酬も受領。 ○指導者のほか、指導者不在の間の活動の見守り等を行う活動サポーターを配置。
保険	学校管理下外の活動のため、スポーツ安全保険に別途加入
受益者負担	なし(モデル事業のため)



② 複数校合同のモデル事業

- 部活動をベースとした地域クラブ活動への展開のモデル事業
- 既存の部活動の管理運営を外部に委託(外部の団体が運営した場合の費用感や課題を確認)
- 複数校のハンドボール部を対象として実施することにより、種目ごとの地域展開に向けた課題を確認

モデル校	札幌市立厚別中学校・厚別北中学校
実施期間	令和8年1月～2月 合計8回程度
管理・運営	総合型地域スポーツクラブSafilva(市教委の業務委託)
活動場所	厚別中、厚別北中の体育館
活動時間	部活動と同等の時間(休日のみ)
指導者等	○Safilvaから指導者を派遣するとともに、部活動の顧問も兼職兼業により指導者として従事。 ○競技レベルごとに分けて実施し、生徒が各自のレベルにあった活動に参加可能(モデル校以外のハンドボール部生徒も一部参加。)
保険	学校管理下外の活動のため、保険に別途加入
受益者負担	なし(モデル事業のため)

5 今年度の札幌市の取組状況(モデル事業)

2 民間主体の地域クラブのモデル事業

生徒の多様な選択の保障

多項目体験型の推進

学校施設の有効活用

多様なニーズに対応した受け皿の整備

目的

- ・ 民間主体の地域クラブの設置に向けた課題を確認
- ・ 学校施設の活用
- ・ マルチスポーツ(多様なスポーツに親しむ)など、従来の部活動にはない新たな活動の場の創出

概要

- ・ NPO法人総合型地域スポーツクラブサフィルバ北海道が実施しているマルチスポーツスクールを学校施設を活用して実施
- ・ R7年度中に、義務教育学校定山溪学園を会場として、同校の小・中学生を対象として試行実施に向けて調整。
- ・ 試行実施の成果・課題を踏まえ、次年度以降の実施についても検討。
- ・ 北海道に登録のあるサフィルバ北海道以外の総合型地域スポーツクラブとの連携についても検討。



(サフィルバ北海道HPより引用)

5 今年度の札幌市の取組状況(部活動支援等)

1 外部人材の活用

部活動支援の充実

部活動指導員:
66校に117人を配置

特別外部指導者:
42校に54人に配置

北海道の人材バンクの活用:
22人を採用

大学生等の活用:
R7から資格要件を緩和
R8は学生を4人採用

大学との連携:
北海道教育大学等の教員養成系学部を対象に、部活動指導員の募集について周知

2 運動部活動学校間連携方式の活用

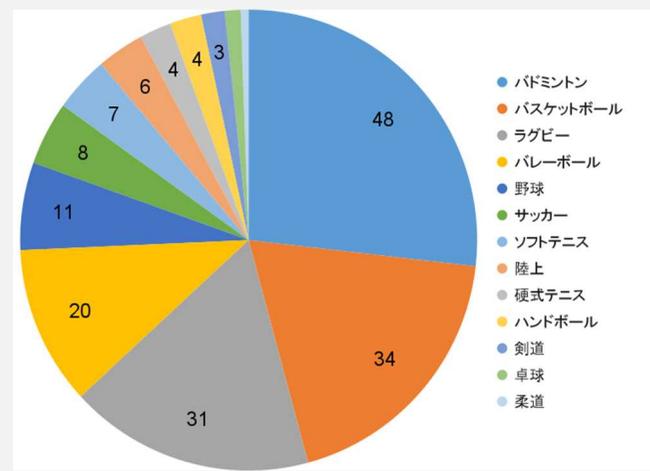
部活動支援の充実

55校・179人の生徒が活用

学校間連携方式とは・・・
自分の学校に希望する運動部活動がない場合に、隣接する学校の運動部活動に参加することを可能とする制度。

13種目で活用
バドミントン48人、バスケットボール34人、ラグビー31人、バレーボール20人 等

種目ごとの参加人数



3 教職員対象アンケートの実施

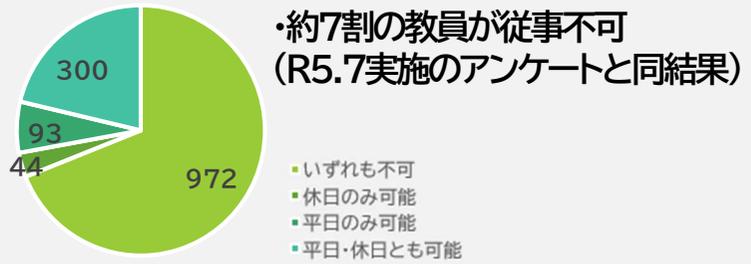
指導員の量・質の確保

教職員の兼職・兼業制度の整備

目的: 部活動の地域展開を進めるにあたり、指導に協力可能な教員の人数等を把握し、今後の指導者確保や兼職・兼業の仕組みの整備等に活用

対象: 中学校及び小学校の教員
期間: R7.8.28～R7.9.30
回答状況: 中学校1409件(回答率46.27%)
小学校1405件(回答率25.89%)

地域クラブへの従事可否について【中学校教員】



【小学校教員】



6 札幌市における今後の地域展開に向けた考え方

1 望ましい地域展開の手法

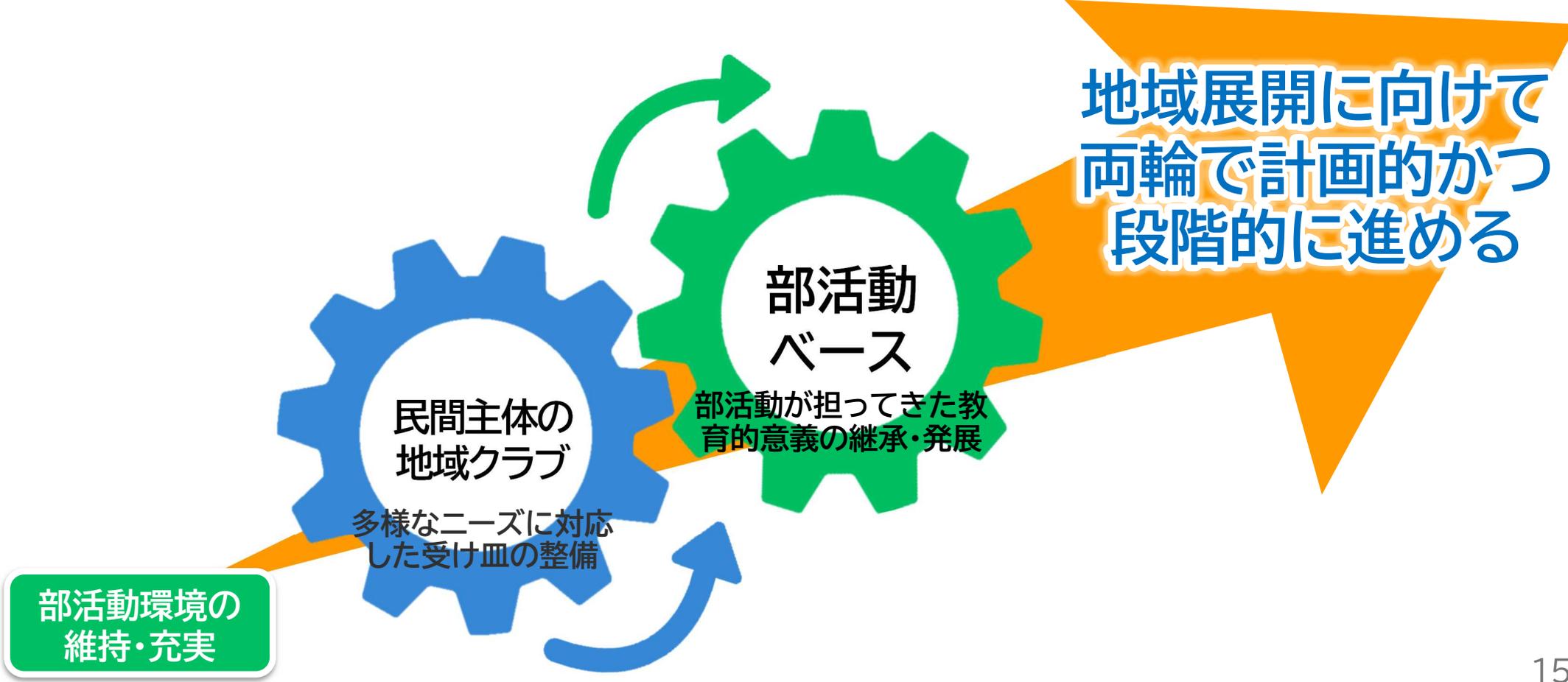
札幌市の実情やこれまでの検討委員会での意見等を踏まえると、札幌市においては「部活動ベース」「民間主体の地域クラブ」のどちらの手法も望ましい。

2 現実的な実現に向けた課題

一方で、安定的な運営体制の整備、指導者の質・量の確保、財源の確保等の課題を解決しないままの性急な地域展開は、高額な保護者負担による機会格差(やりたい子どもが活動できなくなる懸念)が生じる恐れもあることから、丁寧かつ着実に改革を進めていく必要がある。

3 段階的かつ計画的な推進

地域展開の環境整備に向けて「部活動ベース」と「民間主体の地域クラブ」の両輪の取組を進めるとともに、当面の間の活動環境を保障するため、現行の部活動環境の維持・向上に向けた取組を進める。



7 令和8年度の取組予定

1 地域展開の環境整備に向けた検討

1-1. 「部活動ベース」モデル事業の実施・評価

取組項目	具体的内容
平日・休日一体のモデル事業の実施	国の財源を活用しながら、既存の部活動をベースとし、市教委が外部に管理運営を委託した場合の費用感や課題を検証する。平日・休日一体で実施することで、「平日・休日一体の部活動をベースとした地域展開」に向けた課題を確認する。

1-2. 「民間主体の地域クラブ活動」にかかる環境整備

取組項目	具体的内容
地域クラブ活動に関する認定制度の整備	国のガイドラインを踏まえ、札幌市における地域クラブ活動に関する認定制度を整備。
地域クラブ認定ガイドラインの限定運用(段階的实施)	教員による部活動を母体とした地域クラブや、総合型地域スポーツクラブによる従来の部活動にはないマルチスポーツ等の地域クラブなど、ガイドラインの対象を限定して段階的に地域クラブの認定を開始。
学校施設の有効活用	学校施設の有効活用による地域クラブ活動の促進に向けて、外部団体が学校施設を利用する際の調整・管理方法等についての課題の洗い出しを行う。
学校施設の空き状況の効率的な把握手法の検討	部活動等で利用していない学校施設の空き状況の実態調査、管理システム等の検討。

7 令和8年度の取組予定

2 部活動環境の維持・向上に向けた取組

2-1. 外部人材の活用(指導者の確保・育成)

取組項目	具体的内容
外部指導者の活用と質の確保	部活動指導員、特別外部指導者等の 外部指導者の更なる活用を進める 。また、指導者の質を確保するための研修の充実等について検討を進める。
大学生等の活用促進	大学生等の指導者としての活用をさらに進めるため、教員養成系学部を有する大学等との連携体制を構築を図るとともに、 継続的に大学生等を任用可能な手法に付いて検討を進める 。
アンケートの拡大実施	指導者従事意向に関するアンケート調査を、保護者、スポーツ・文化芸術団体関係者等(少年団、体育館利用者、学校開放利用者など)に拡大して実施し、指導者確保の現実性を確認する。

2-2. 学校間連携方式の拡充等(活動機会の確保)

取組項目	具体的内容
学校間連携の促進	生徒数減少への対策として、部員不足により活動が困難な部を対象に、 学校間連携方式 の活用を促進する。
拠点校化の必要性について検討	学校別、種目別の部活動人数を把握し、部員数が限定されている場合等は、 部活動の拠点校化等による生徒の活動環境の改善 について検討を進める。